

## 植物油インキ：Vegetable oil ink

### 1. 植物油インキ設定の背景

環境対応型インキの代名詞となった感のある「大豆油インキ」は、日本においては1990年代半ばから普及し始め、今や十分に市場へ浸透していると考えられる。しかしながら、昨今の地球温暖化に伴う異常気象等の影響で各地の穀物凶作の発生や、化石燃料の代替としてバイオ燃料の需要が拡大し、大豆をはじめとした穀物価格が高騰してきている。このような状況下で、食料である大豆を原料とする大豆油に限定して、環境対応型インキの原料とすることは望ましいこととはいえ、一般的に非食用とされる他の植物油を採用することが重要と考える。

さらには大豆油に限定しないで広く各種植物油を調達することは、原材料の安定供給の意味からも重要である。また石油系溶剤（鉱油）に比べて生分解性があり、VOCの排出もほとんどなく環境負荷が少ないと言えるのは、大豆油に限らず他の植物油も同様である。

以上のことから印刷インキ工業連合会では、今後も環境対応型インキの安定供給を続けるために、今回「植物油インキ」の定義およびその準拠マークの使用基準を設定した。

### 2. 定義

#### ①植物油とは

再生産可能な大豆油、亜麻仁油、桐油、ヤシ油、パーム油等植物由来の油、及びそれらを主体とした廃食用油等をリサイクルした再生油である。

#### ②植物油インキとは

インキ中に含有する植物油、または植物油を原料としたエステル<sup>※</sup>との合計が、含有基準量以上のインキである。

※植物油アルキッドについては、油長（植物油成分含有量）とする。

### 3. インキ中の植物油含有基準量

- ・新聞オフ輪インキ：30%以上
- ・ノンヒートオフ輪インキ：30%以上
- ・枚葉インキ：20%以上（但し、金、銀、パール、白インキ：10%以上）
- ・ビジネスフォームインキ：20%以上
- ・ヒートセットオフ輪インキ：7%以上
- ・各種UVインキ：7%以上

- ・フレキシインキ：植物由来のタンパク 3%以上

#### 4. 証明書の発行

インキ中の植物油の種類(大豆油、亜麻仁油、桐油、再生油など)及び、インキシリーズ中の最少の植物油配合量を記載した証明書を会員会社の責任において発行する。(様式-6) 参照

#### 5. 植物油インキマーク使用許諾関連帳票類

- ①「植物油インキ準拠マーク商標使用契約について」(様式-2)
- ②「植物油インキ準拠マーク使用申請書」(様式-3)
- ③「商標使用許諾契約書」(様式-4)
- ④「植物油インキ準拠マーク使用規程」(様式-5)
- ⑤「植物油インキ準拠証明書」(様式-6)